

様式第七号の三（第十四条の十一関係）（平9建令22・全改、平26国交令79・一部改正）

表

2.4cm 3.0cm 写真		宅地建物取引士証	
氏名		(年 月 日生)	
住所			
登録番号		第	号
登録年月日		年 月 日	年 月 日まで有効
		知事	印
交付年月日		年 月 日	
発行番号		第	号
8.547cm以上8.572cm以下			

裏

備考
注意事項 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。